

西東京市保谷庁舎敷地活用事業実施事業者選定委員会
委員募集及び選考要領

第1 目的

この要領は、西東京市保谷庁舎敷地活用事業実施事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の市民委員を公募するにあたり、募集及び選考の方法、その他必要な事項について定めるものとする。

第2 選定委員会等の概要

選定委員会は、保谷庁舎敷地活用事業の応募者から提出される事業提案書等の提案内容やプレゼンテーションの審査を行うとともに、最優秀提案者及び次点者を選定する。なお、選定委員会委員の任期は、依頼の日から最優秀提案者を選定するまでの期間とし、無報酬とする。

第3 市民委員の募集

募集の告知は、市報（令和2年4月15日号）及び市ホームページにより行う。

- 2 募集期間は、令和2年4月15日（水）から5月15日（金）までとする。ただし、新型コロナウイルス感染症対策のため、募集期間の変更等を行う場合がある。
- 3 募集する人数は、3名とする。
- 4 応募しようとする者は、次に掲げる内容を郵送、電子メールまたは持参により、公共施設マネジメント課へ提出しなければならない。なお、書式は問わず、提出された資料は返却しないものとする。

(1) 自己紹介文（200字程度）

行政への市民参加やボランティア活動など、これまでの経験・実績、資格等について、自己を紹介する事項を記載すること。

(2) 作文（600字程度）

「保谷庁舎敷地活用のアイデア」をテーマとし、敷地活用のアイデアを1つ提案すること。そのアイデアを提案した理由や効果について、自らの考えや意見を記載すること。

第4 応募資格

応募資格は、以下の項目を満たしていることを条件とする。

- (1) 応募時点で18歳以上の市内在住、在勤、在学の者であること。ただし、本市の他の附属機関等の委員である者（委員となる予定者も含む。）は除く。
- (2) 保谷庁舎敷地活用に関心があること。
- (3) 平日の日中に開催する選定委員会に参加できること。
- (4) 西東京市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- (5) 西東京市保谷庁舎敷地活用事業に応募しようとする法人関係者でないこと。

- (6) 本市の職員でないこと。
- (7) その他選定委員として不適格と認められないこと。

第5 選考方法

市民委員の選考は、提出された自己紹介文及び作文を第6に定める選考基準により、第7に定める選考委員会が審査するほか、年齢構成や地域構成など、幅広い委員構成となるように考慮して決定する。

第6 選考基準

提出された自己紹介文及び作文は、次の審査項目について評価基準に基づき評価する。原則として、評価点の合計が高位の者を選定する。なお、評価得点が同点となった場合は、幅広い委員構成となるように、選考委員会において協議により決定する。

<審査項目>

審査項目	評価の視点
経験・実績	これまでの経験や実績、保有されている資格等が事業者選定の審査に活かされるか。
構成力	文章が論理的な展開となっているか。
伝達力	誤字・脱字がなく、読み手にわかりやすい文章となっているか。
理解度	敷地活用に関するコンセプト等を十分に理解しているか。市の行政に対して一般的な知識があるか。
発想力	敷地活用のアイデアが独創的、効果的なものであるか。
現実性	実現可能性を踏まえた主張となっているか。
中立性	社会的に中立的な立場で事業者選定の審査が行えるか。

<評価基準>

評価ランク	評価点
A：優れている	10点
B：やや優れている	8点
C：妥当である	6点
D：やや劣っている	4点
E：劣っている	2点

第7 選考委員会

選考委員会の委員は、次に掲げる者を充てる。

- (1) 企画部長
- (2) 総務部長

- (3) 企画部企画政策課長
- (4) 企画部公共施設マネジメント課長
- (5) 総務部総務課長

第8 選考結果の通知

選考結果については、すべての応募者に対して通知する。ただし、評価の内容については公表しないものとし、選定結果に対する異議申し立ては、一切応じないものとする。

第9 申込先

西東京市企画部公共施設マネジメント課

〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号 田無庁舎3階

電話：042-420-2800 電子メール：manage@city.nishitokyo.lg.jp

附 則

この要領は、令和2年3月10日から施行し、市民委員の選定が完了したときに失効する。